



被保険者情報	被保険者等 記号・番号	記号	番号
	氏名	(フリガナ)	生年月日 昭和 年 月 日 平成
	住所	〒 - 都・道 府・県	電話番号 (日中の連絡先) ()

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由	<input type="checkbox"/> ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため	
	再取得後の健康保険の 記号番号	-
	再取得後の事業所名称	
	資格取得年月日	令和 年 月 日
	<input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため	
	後期高齢者医療の被保 険者の被保険者番号	-
都道府県後期高齢者 医療広域連合の名称	() 後期高齢者医療広域連合	
資格取得年月日	令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため		

【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
①又は ②の方	新たに取得した被保険者本人の健康保険の情報が分かるもの ・資格情報のお知らせのコピー ・資格確認書のコピー ・マイナポータルの資格情報画面のコピー いずれか一点 返却が必要なもの（お持ちでない場合は必要ありません） (資格確認書を持っている方) 任意継続被保険者の資格確認書（被扶養者分を含む） ＊限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せてご提出ください。	○ 資格喪失日は、新たに取得した健康保険の資格取得日となります。 ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までかかります。 ＊すでに前納等で支払っている場合は、喪失月以降の保険料が還付されます。
③の方	● なし 【注：資格確認書等について】 申出月の翌月1日以降に資格を喪失した旨の通知書をお送りいたします。 資格確認書をお持ちの方は、通知書に同封の返信用封筒にてご返送ください。	○ 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。 ○ 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかりません。

※保険者使用欄：(資格情報のお知らせ・資格確認書コピー 枚)
(資格確認書 枚)・添付なし